

2009年12月4日

弁護士 出澤 秀二

テーマ：監事（監査役）が任務懈怠責任を負う場合

今般、最高裁から監査役の善管注意義務に関連する重要な判決が出ましたので、お知らせ致します（最判 H21. 11. 27 最高裁 HP）。

本件は、農業協同組合（「組合」）の監事に対する農業協同組合法が規定する忠実義務違反に基づく損害賠償事件ですが、考え方は、そのまま株式会社の監査役（ないし監視監督義務を負う取締役）にも当てはまります。

（事案）

代表理事Aは、公的な補助金の交付を受けることにより組合自身の資金的負担のない形で堆肥センターの建設事業を進めることにつき、理事会の承認を得ながら実施に移したが、補助金の申請等をした旨の理事会におけるAの説明は虚偽であり、実際は補助金を受ける見込みもなく、結局上記事業はその後資金調達の目処が立たず中止を余儀なくされた。そこで、組合は、監事Yに対し中止を余儀なくされたことに伴い被った損害の一部の賠償を請求した。

（事情）

1. 当該組合には、代表理事が理事会の一任を取り付けて業務執行を決定し、他の理事らがかかる代表理事の業務執行に深く関与せず、また、監事も理事らの業務執行の監査を逐一行わないという慣行が存在した。
2. 平成13年1月25日開催の理事会：Aは、公的な補助金の交付を受けることにより組合自身の資金的負担のない形で堆肥センターの建設事業を進めることにつき承認を得た。
3. 同年8月31日開催の理事会：Aは、補助金交付申請先につき、方向転換してB財団に働き掛けたなどと述べ、それまでの説明には出ていなかった補助金の交付申請先に言及しながら、それ以上に補助金交付申請先や申請内容に関する具体的な説明をすることもなく、補助金の受領見込みについてあいまいな説明に終始した。
4. その後も、Aは、補助金が入らない限り、同事業には着手しない旨を繰り返し述べていた。
5. 平成14年4月26日開催の理事会：Aは、補助金が受領できる見込みを明らかにすることもなく、組合自身の資金の立替えによる用地取得を提案し承認を得た。
6. 同年5月には、組合に費用を負担させて用地を取得し、堆肥センターの建設工事を進めた。

(判示)

監事の職責は、適正なものとはいえない慣行の存在によって軽減されるものではない。

Aの行為は、明らかに組合に対する善管注意義務に反する。そして、Aの一連の言動は、同人に明らかな善管注意義務違反があることをうかがわせるに十分なものである。

そうであれば、Yは、組合の監事として、理事会に出席し、Aの上記のような説明では、資金的負担のない形で事業が実行できるか否かについて疑義があるとして、Aに対し、補助金の交付申請内容やこれが受領できる見込みに関する資料の提出を求めるなど、堆肥センターの建設資金の調達方法について調査、確認する義務があったというべきである。

しかるに、Yは、調査、確認を行うことなく、Aによって堆肥センターの建設事業が進められるのを放置したものであるから、その任務を怠ったものとして、組合に対し、農業協同組合法に基づく損害賠償責任を負う。

(解説)

上記判決の判断を監査役に当てはめた場合の大きなポイントは、①適正とはいえない慣行によって監査役の注意義務は軽減されないこと、②業務執行取締役の明らかな善管注意義務違反（結果的に判明することになるのではあるが）をうかがわせる言動（不自然さ）があれば、これを察知すべきこと、③疑義を察知すべきときは、その調査・確認義務が生じることです。

すなわち、監査が行き届かない事情があるといった統制環境の不具合は、監査役の善管注意義務を軽減する理由にはならず、また、業務執行取締役の善管注意義務違反の徴候（言動の不自然さ等）があるときは、その徴候に気付くべきであり、そのうえで毅然として調査、確認を行い、会社に損害が生じるのを阻止しなければならないということになります。

ところで、最高裁は、「Aの一連の言動は、同人に明らかな善管注意義務違反があることをうかがわせるに十分なもの」としていますが、最高裁の判断と逆の判断をした広島高裁岡山支部の判決では、「Aの一連の言動につき、特に不審を抱かせるような状況もなかったといえる」としており、本件では、現実に注意深く観察していないと「不審」が察知できなかった可能性があります。その意味で、最高裁は、監視監督義務を有する者に対し不審の徴候を察知することの重要性をあらためて認識させたものといえます。

以上